

2016年2月29日

日 本 銀 行

「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する  
特則」の実施日について

日本銀行は、2016年1月28・29日の政策委員会・金融政策決定会合において、「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定を決定しましたが<sup>(注1)</sup>、今般、その実施日を2016年3月1日<sup>(注2)</sup>とすることとしましたのでお知らせします。

(注1) 詳細については、本ホームページに掲載されている2016年1月29日付の「「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定について」をご参照ください。

(注2) 事前審査については3月1日より受付を開始します。また、適格となった担保の受入は3月28日より開始する予定です。

以 上

<本件照会先>

金融市場局 奥野 (03-3277-1234)

西澤 (03-3277-0055)